

令和4年第2回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和4年6月7日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	5番	川 島 功 士
副 議 長	8番	岡 田 文 雄
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	4番	尾 関 俊 治
〃	6番	田 島 清 美
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 幸 治
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	坂 口 朱 里

1. 議事日程（第1号）

令和4年6月7日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第3号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙について
- 日程第5 第1号報告 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 第2号報告 建設改良費繰越計算書（下水道事業）の報告について
- 日程第7 第29号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第8 第30号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第9 第31号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第10 第32号議案 笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第33号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 第34号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第35号議案 笠松町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第36号議案 旧羽島郡笠松町、羽島郡岐南町中学校組合立羽栗中学校の社会教育施設の管理執行事務の事務委託に関する規約の廃止について
- 日程第15 第37号議案 町道の路線認定について
- 日程第16 第38号議案 財産の処分について
- 日程第17 第39号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 第40号議案 令和4年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第19 第41号議案 令和4年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 第1号請願 消費税率を当面5%に引下げを求める請願
- 日程第21 第2号請願 消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める請願

開会 午前10時00分

○議長（川島功士君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和4年第2回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（川島功士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

1番 間宮寿和議員

6番 田島清美議員

日程第2 会期の決定について

○議長（川島功士君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの11日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（川島功士君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告をいたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） それでは、1点御報告申し上げます。

監査委員より、令和3年度3月分及び4月分、令和4年度4月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（川島功士君） 以上、御了承願います。

日程第4 第3号選挙について

○議長（川島功士君） 日程第4、第3号選挙 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員選挙を行います。

なお、この選挙は令和4年7月3日をもって当組合議会議員の任期が満了することに伴うものであります。

お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指

名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推進によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員、関係市町の長の推薦に基づくもの、岡田文雄議員、間宮寿和議員。関係市町の長の推薦に基づかないもの、尾関俊治議員、關谷樹弘議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ当選されました。

ただいま木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員に当選されました全員が議場におられますので、本席から、会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここでそれぞれの当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（佐々木正道君）** 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員当選人、関係市町の長の推薦に基づくもの、氏名、岡田文雄、住所、羽島郡笠松町北及1903番地、生年月日、昭和17年11月7日。氏名、間宮寿和、住所、羽島郡笠松町下本町26番地、生年月日、昭和42年7月6日。関係市町の長の推薦に基づかないもの、氏名、尾関俊治、住所、羽島郡笠松町桜町75番地、生年月日、昭和45年10月20日。氏名、關谷樹弘、住所、羽島郡笠松町西宮町122番地、生年月日、昭和42年6月21日。

日程第5 第1号報告、日程第6 第2号報告、日程第7 第29号議案から日程第19 第41号議案まで及び日程第20 第1号請願並びに日程第21 第2号請願について

○**議長（川島功士君）** 日程第5、第1号報告、日程第6、第2号報告の2報告、日程第7、第29号議案から日程第19、第41号議案までの13議案及び日程第20、第1号請願、日程第21、第2号請願の2請願を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明願います。

町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、繰越明許費繰越計算書の報告ほか1件の報告案件2件、専決処分の承認2件、羽島郡二町教育委員会委員の任命同意1件、笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例ほか3件の条例案件4件、旧羽島郡笠松町・羽島郡岐南町中学校組合立羽栗中学校の社会教育施設の管理執行事務の事務委託に関する規約の廃止1件、町道の路線認定1件、財産の処分1件、令和4年度笠松町一般会計ほか2件の補正予算3件、以上報告を含め、15件であります。

このうち、議案書13ページの第31号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意につきましては、羽島郡二町教育委員会委員の久納万里子氏（笠松町）の任期（4年）が令和4年7月24日をもって満了することに伴い、久納氏を引き続き同委員に任命するため、町議会の同意を求めるものであります。

その他の案件につきましては、副町長より詳細説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） おはようございます。

引き続きまして、その他の案件につきまして、議案の順番に御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

2ページをお開きください。

第1号報告 繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

こちらは地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、これを報告するものでございます。

令和3年度の笠松町一般会計繰越明許費繰越計算書は、3ページと4ページに事業別に記載させていただいております。7事業で繰越総額は8,472万3,000円で、財源はその内訳のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

第2号報告、建設改良費繰越計算書、これは下水道事業でございますが、この報告についてであります。

こちらは地方公営企業法第26条第3項に基づき、これを報告するものであります。

繰越しの内訳が6ページにございますように、松枝処理分区（60工区）管渠埋設事業でありまして、令和3年度予算計上額が1億2,489万4,000円でありましたが、令和4年度へ5,866万9,600円を繰り越しさせていただきました。

財源につきましては、御覧の内訳のとおりであります。

県道岐阜正木線に面する事業所がございまして、その事業所とその付近の工事をこの事業所

の休みの日にしか工事ができませんので、工期が長くなり年度をまたぐことになったものでございます。既に完成しております。

7ページをお開きください。

第29号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、固定資産税と個人町民税について所要の規定整備を行うものであります。

議案資料の1ページと2ページになるべく分かりやすくまとめてありますが、1つ目の固定資産税であります。こちらは商業地等に係る課税標準額の上昇幅の軽減を行うもので、景気回復に万全を期すため、令和4年度に限り、激変緩和の観点から商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の通常は5%であります。これを2.5%に抑えるものでございます。附則の第11条関係です。なお、当町ではこれに該当する場所がございません。

それから、省エネ（熱損失防止）改修工事を行った住宅に係る固定資産税（家屋）であります。こちらの減額の特例措置の拡充、縮減及び期限の延長をするものであります。附則の第9条の3の関係でございます。

適用対象となる住宅は、平成20年1月1日に存していた住宅から、平成26年4月1日に存していた住宅に改めます。それから、減額対象を窓等の断熱改修工事に太陽光発電装置等の設置費用を含め、工事費要件を50万円から60万円に引き上げるものであります。そして適用期限を2年延長するものであります。

それから3つ目は、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等において、一定の措置を講じた上で固定資産税台帳の閲覧等を行うことができることを明確化するものであります。

こちらは地方税法の条文にただし書が加えられ、1つは、固定資産税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合であります。納税義務者やその家族などが配偶者から暴力を受けている場合が1つ目でございます。

そして、その他固定資産税台帳の部分、もしくはその写しを閲覧に供するまたは証明書を交付することが適当でないと認められる場合、具体的には、納税義務者がストーカー行為等の被害者である場合、こうした場合においては、固定資産税台帳に納税義務者の住所を削減する等の措置を講じたものを閲覧させ、または証明書に当該措置を講じたものを交付することができる旨が規定されたことに伴い、町の条例の規定整備を行うものであります。

それから4つ目ですが、公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び期限延長するものであります。

こちらは、下水道法第12条第1項に規定する除害施設の特例割合の見直しを行うもので、4

分の3から5分の4に課税標準額が多くなります。

適用期限を2年延長します。そして、適用対象を令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において当該供用が開始された日前から事業を行う者が下水道を使用するに当たり当該工場等に設置した除害施設に限定するものであります。

なお、過去に控除対象とされた事業所は笠松町にはございません。

それから大きい2つ目、個人町民税でございますが、こちらは寄附金税額控除対象の削除をするもので、ベテランの議員の方は2008年に公益法人改革があったのを覚えてみえると思うんですが、それまで民法法人であった者は、公益の社団、あるいは財団法人または一般社団とか、一般財団法人に移行するか、その民法法人を解散せねばならなかったわけですが、今度所得税の寄附金控除対象である民法法人が、5年間の移行期間を終了してから7年経過したことにより税条例上の規定の削除を行うものであります。

それから大きい3つ目、その他で地方税法の改正に伴う引用条文及び字句等の所要の規制整備をそのほかで行っております。

施行期日は、令和4年4月1日であります。

議案の11ページをお開きください。

第30号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるため、所要の規定整備を行うものであります。

国民健康保険税について、地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げを行うもので、基礎課税額を現行の「63万円」から「65万円」に、それから後期高齢者支援金等課税額を、現行の「19万円」を「20万円」にそれぞれ引き上げを行うもので、なお、介護納付金課税額は17万円据え置きであります。

それから、附則の第2項の引用条項に係る特定方法の適正化でございますが、この「同条中」という文言を「同項中」に改正するものであります。

これは大変申し訳なかったんですが、3月議会で追加した未就学児の均等割額を2分の1に減額する規定を追加しましたが、今までの1項立ての条文から2項立ての条文になった際の改正不備を整備するものであります。

施行期日は、令和4年4月1日であります。

議案の14ページをお開きください。

第32号議案 笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、最近における物価の変動等により国の経費の基準が引

き上げられたため、所要の規定整備を行うものであります。

議案資料の11ページをお開きください。

そちらに書いてございますように、第4条の選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続の関係で改正を行います。

2号のハイヤー以外の契約の部分でございますが、アの車両の借入契約の場合であります、1日当たり上限「1万5,800円」を「1万6,100円」、約1.9%に引き上げます。それから、イで燃料供給に関する契約でございますが、こちらは1日当たり上限「7,560円」を「7,700円」、こちらも約1.9%引き上げるものであります。

それから、第8条のビラの作成の公費負担額及び支払手続のところ、1枚当たり上限「7円51銭」を「7円73銭」、こちらは2.9%引き上げます。

それから、資料の12ページになりますが、第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続であります、「525円6銭」を「541円31銭」に引き上げます。それから、基本額のところの「31万500円」を「31万6,250円」に引き上げます。

これは計算額がございまして、先ほど申し上げました単価の541円31銭に笠松町のポスター掲示場数が25ございまして、これに基本額の31万6,250円を足して、さらに笠松町のポスター掲示場数の25で割りますと1万3,192円になるんですが、これが1か所の上限単価になりまして、それに25を掛けますと32万9,800円が選挙ポスター用の公費のお支払い額になります。6,150円アップすることになります。

施行期日は、公布の日であります。

15ページをお開きください。

第33号議案 笠松町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等がそれぞれ令和4年3月31日に公布されたことに伴い、固定資産税と、それから個人町民税に係る所要の規定整備を行うものであります。先ほどの専決と少し似ておりますが、よろしく願いいたします。

資料の13ページの上をお開きください。

まず固定資産税ですが、登記住所に係る人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがある者等の支援措置の明確化ということで専決のところとよく似ておりますが、民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、登記事項証明書の交付によって登記記録に記録されている者の住所が明らかになることにより、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがある場合等において、当該者から申出があったときは、当該者の登記簿上の住所を記載せず、その代わりになる事項を証明書に記載しなければならないといった措置が講じられたことに伴い、市町村においても閲覧等を通じて当該者の登記簿上の住所が漏れないようにする必要があることから、地方税法第382条の4が新設され、町が固定資産税課税台帳等を閲覧に供する場合や記

載事項の証明書等を発行する場合において、固定資産税課税台帳等に記載されている住所が、登記所に対して当該者の申出を行った者の住所であるときは、この当該者以外に閲覧をさせる際、当該者の登記簿上の住所に代わり、当該住所に代わる事項、例えば役場の住所なんかを記載し、固定資産税課税台帳等の閲覧等に供しなければならないこととする法律が追加されたことによる規定整備を行うものであります。

こちらは、令和6年4月1日施行であります。

それから、資料13ページの下のところですが、個人町民税であります。住宅ローン控除適用期限の延長等であります。

適用期限は、令和7年入居分までの4年間延長します。それから、個人町民税の適用期限を令和15年度までを令和20年度までに改正いたします。

参考として、その他租税特別措置法41条関係の主な改正を記載してありますので、後ほどお目通しください。

それから、資料14ページをお開きください。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式を一致させる改正を行います。

中ほどに図がございますが、現在、所得税と個人町民税において異なる課税方式の選択が可能となっている上場株式等の配当について、金融所得課税は所得税と個人町民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、所得税と個人町民税の課税方式を一致させるものであります。

なお、この措置は、現在申告不要及び申告分離課税を選択できる株式譲渡所得についても同様とするものであります。なお、この課税方式というのは、申告不要、それから総合課税、申告分離課税の3つの課税方式を選択できます。

それから、資料の15ページをお開きください。

個人町民税における合計所得金額に係る規定の整備であります。そこに記載がございますように、公的年金等控除は、平成30年度税制改正により、所得税の合計所得金額に応じて控除額を減少させる仕組みが創設されましたが、合計所得金額の範囲が所得税法、こちらは退職所得を含みます。一方、地方税法は退職所得を含みませんが、この違いから生じる混乱を是正し、退職所得を含まない合計所得金額を用いることとするものであります。

なお、配偶者等が退職手当等を有する場合、給与所得者が給与支払い者へ提出する扶養親族等申告書に明記することとし、町が給与支払報告書等を通じて賦課課税に必要な情報を確実に把握できるよう措置されるものであります。公的年金等受給者の扶養親族等申告書についても同様とするものであります。

また、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務者の改正に伴い、町県民税申告書の提出義務者についても併せて改正するものであります。

そのほか、地方税法等の改正に伴う引用条文及び字句等の所要の規定整備を行っております。
施行期日は、令和5年1月1日で、ただし、次に掲げる事項ということで、つまり先ほどの改正概要に記載がありましたように、令和6年1月1日と令和6年4月1日の施行のものもございまして、後ほどお目通しください。

議案の20ページをお開きください。

第34号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

令和元年度より実施しております新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による介護保険第1号保険料の減免について、令和4年度分も継続して行うため所要の改正を行うものであります。

議案資料のほうの新旧対照表にございますように、対象となる介護保険料は、改正前は令和元年度分から令和3年度分でありましたが、これを令和3年度分及び令和4年度分に改正するものであります。

なお、この減免に要する費用につきましては、国の財政支援がなされる予定でありまして、対象者とか減免金額についての改正はございません。

施行期日は公布の日で、ただし、適用は令和4年4月1日となります。

議案の21ページをお開きください。

第35号議案であります。笠松町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。この後出てまいります第36号議案と第38号議案も関連議案でございます。

こちらは、岐南町伏屋に所在する体育施設であります羽栗社会教育施設について、施設の利用状況や利便性、管理状況などから今後の在り方について検討を行ってきたところでございますが、岐南町と土地売買について基本的な合意を得ることができましたので、令和4年8月1日をもってこの施設を廃止するものであります。

なお、廃止日については、所有権移転手続等に要する期間、利用団体の施設予約時期等を勘案し、8月1日とするものであります。

内容といたしましては、第2条や別表1、別表2にございます羽栗社会教育施設運動場と、羽栗社会教育施設テニスコートに関する記述を削除するものであります。

施行期日は、令和4年8月1日であります。

続きまして、23ページをお開きください。

第36号議案 旧羽島郡笠松町、羽島郡岐南町中学校組合立羽栗中学校の社会教育施設の管理執行事務の事務委託に関する規約の廃止についてであります。

羽栗社会教育施設について、岐南町との土地売買についての基本的な合意を得て、体育施設条例から施設を削除することに伴い、施設の管理執行事務の事務委任に関する規約を令和4年8月1日をもって廃止するものであります。

なお、この令和4年度分の事務の管理及び執行に要する経費は1年分計上してございますが、4月から7月までの4か月分を精算し、負担することになります。

施行期日は、令和4年8月1日であります。

24ページをお開きください。

第37号議案 町道の路線認定についてであります。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について町議会の議決を求めるものであります。

田代と長池地内の宅地開発により設置された私有道路について、町道編入審査会において規格に適合しているかどうか等、適否について審査を行った結果、町道に編入することとするものであります。

議案資料の27ページから載っておりますが、27ページと28ページが一つの開発でございます。まず27ページが田代74号線でありまして、場所は田代の若宮地内で、ちょうど田代西の岐阜市との境の位置にございまして、延長は45.2メートル、幅員が6メートルから11.7メートルであります。

それから、議案資料の28ページが同じ開発のところですが、田代75号線でありまして、延長は13.6メートル、幅員が6メートルから8.8メートル。

そして、29ページが長池21号線でありまして、場所は、長池字宮代地内で松枝公民館のすぐ北東の位置にございます。延長は48.7メートルであります。幅員が6メートルから9.5メートルであります。

議案の25ページをお開きください。

第38号議案 財産の処分についてであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、羽栗社会教育施設の財産処分について、町議会の議決を求めるものであります。

財産の名称は、羽栗社会教育施設。

財産の所在は、羽島郡岐南町伏屋7丁目96番地3で、資料の30ページの施設のところの南側の網かけの部分がその所在でございます。

財産の種類は、種別が土地で、これは土地の上にある工作物、地下構造物等を含みます。地目は宅地で面積は6,772.86平方メートルであります。

売払予定価格は、2億3,900万円。

売払の相手方は、岐南町であります。

続きまして、ちょっと長くなりますが、26ページの第39号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回2億4,478万円を計上させていただきます。

まず今回の補正では、令和4年4月1日付の職員異動等に伴う人件費の増額補正を、金額としては全体で325万7,000円増額を行っております。一般会計の人件費については、共済組合への負担金率の変更に伴う共済費の減額はあるものの、職員の昇格が4人及び職員手当、今回は住居手当と通勤手当であります。この支給状況の変更に伴う給料や職員手当等の増額となるものであります。

なお、全会計における職員数は2役を含めた128人に変更はございませんで、合計では153万4,000円の人件費の増額となっております。また、併せてこの後出てまいります。会計年度任用職員の異動に伴う補正も行っております。

以下、順次歳出の科目ごとに御説明させていただきます。

歳出の34ページをお開きください。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費ですが、まず最初に、会計年度任用職員の異動に伴う人件費の計上をこの総務費のほうで133万8,000円増額しております。今回、全体的にこの総務費のほか、社会福祉総務費、福社会館費、学校管理費、それから公民館費、歴史未来館費、それから総合会館費で会計年度任用職員に係る増減の補正を行っております。

なお、この総務費の関係につきましては、職員のOBを新たに採用することになりました。事務の内容といたしましては、実は平成時代の記録が全くされておりませんでしたので、この整理を電子的に行っていただく業務と、それから、特に建設土木分野の関係で後任の指導をいただくということで職員のOBを採用したものでございます。

それから第3目 財産管理費でございますが、この後、コロナ地方創生臨時交付金を活用した事業を全体で12の事業を行っておりますので、よろしく願いいたします。詳細につきましては、この後、全員協議会がございまして担当部長から説明をさせますが、まずこの財産管理費につきましては、宿直室及び西側の入り口の通路の改修等を実施することにより、所要の経費を合計で341万円計上させていただきます。

宿直室でございますが、今は来庁者がいろんなことを行うに当たっては、中に入って行っていただいておりますが、感染防止対策を行いたいということと、それから扉が閉まっていますので、自由に役場の中に入れちゃいますので、扉を新たに廊下に設けるといった工事を行います。

続きまして、第4目 電子計算費でございますが、こちらは令和5年度に令和4年決算から地方単独事業決算額調査が試行調査から本格調査に移行されることに伴い、財務会計システムの改修を実施するための委託料を24万8,000円計上させていただきます。こちらは特別交付税が措置される予定であります。

それから35ページ、第2項 企画費、第1目 企画総務費ですが、こちらもコロナ対策の関

係でございます、これは議会の皆さんから御提案があったことに基づき行う事業でございます、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による景気低迷や円安、ウクライナ情勢の影響により物価上昇が続く中、地域住民の家計支援と地域経済の活性化を図ることを目的に、笠松応援割引クーポンを発行することによる経費を合計で3,514万8,000円計上させていただいております。

こちらは前回も行いましたクーポン券と同様でございます、500円券の10枚つづりを9,100世帯に、大体利用率70%を見込んで予算計上するもので、各家庭では500円単位でお使いいただけますが、合計では5,000円で1万円のお買物が可能となるクーポン券であります。事務的には、基本的に町が世帯配付までを行って、商工会が企業店舗の募集、それから換金事務を担うといったことを考えております。

また、この事業の終盤にLINE等で事業評価を行いたいと思っております、そのアンケート用の謝礼も若干計上させていただいております。

それから、コロナ関係の事業の3つ目でございますが、木曾川を軸としたみなと公園を中心とする河川区域において、まちづくりの活性化を段階的に進めるため、都市・地域再生等利用区域の指定を国交省から受けることを目的に、昨年度に実施した社会実験の期間や規模を拡充するとともに、河川空間の活用に関する合意形成を得るため、木曾川・笠松エリア利用調整協議会など官民連携による河川区間の利用を推進するための事業費を合計で287万円計上させていただいております。内容的には、利用協議会の委員の謝礼と支援業務委託料を計上するものであります。

それから、庁内ネットワークとイントラネットの関係でございますが、仮想ブラウザ及びネットワーク分離機器を当初予算では一括の発注を予定しておりましたが、最近の半導体不足や導入検証に日数を要するため、分離発注に変更するとともに、一部事業着手を前倒しするため、使用料を増減額する補正を計上いたします。

中でも仮想ブラウザの機器の使用料を3か月前倒ししますので、これが増えます。それから、ネットワーク分離機器の使用料は1か月先送りするため、プラスマイナスでは98万2,000円の増額とさせていただきます。

それから、36ページの第4項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費でございますが、こちらは、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、データの暗号化やサーバー間の相互認証を行う暗号化処理装置、耐タンパー装置というんですが、これが故障すると復旧まで数日を要し、マイナンバーを使った転入届やマイナンバーカードの交付などの窓口業務に支障を来すため、予備機を整備する経費を合計で38万7,000円計上させていただくものであります。

経緯といたしましては、先ほど申し上げましたような事案が日本国内で発生しております、

これを受けてJ-LISのほうから要請がございまして、これに応え行うもので、一応現時点では町単での購入を予定しております。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている令和4年度住民税非課税世帯等に対し、臨時特別給付金を支給するため、経費を合計で5,185万4,000円計上しております。

この臨時特別給付金についてはプッシュ型の支給でありまして、口座とか受け取りされますかどうかの確認を行います。申請の必要はございません。臨時特別給付金の額は10万円で500世帯を想定しております。全額国庫補助金で対応されます。

それから、第6目 福社会館費でございますが、こちらでもコロナ感染防止対策を行ってございまして、福社会館の2階男女トイレ及び空調機の改修等を実施することにより、所要の経費を合計で1,209万8,000円計上しております。

内容的には工事の設計監理委託料、改修工事で約1,210万円で、内容的には2階の男女トイレの改修を行いますし、1階空調機の加湿器の取替えを行います。諸経費を合わせて総事業費は1,054万円となります。

それから、37ページの第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得者の子育て世帯に対し、臨時特別給付金を支給するに当たり、必要経費を合計で1,269万5,000円計上しております。

こちらでもプッシュ型の支給でございまして、口座の確認と、それから受け取る、受け取らないの確認を行うだけとなります。主に令和4年度の住民税非課税世帯が対象となります。金額的には1人5,000円でありまして、なお、高校生のみ非課税世帯につきましては、金額はもちろん5万円で一緒ですが、高校生のみ非課税世帯はこちらでつかんでおりませんので、申請が必要となります。PRにつきましては、ホームページとかLINE、広報で行っていきたいと思っております。財源につきましては、全額国の補助金で対応されます。

それから、数か所でこの後出てきますが、国のコロナ克服の経済対策において、保育、教育現場職員の処遇改善が掲げられたことを踏まえ、国の臨時特例交付金を利用し、各保育所・保育園に補助するため、現在の賃金に対し3%相当を増額する改定分として保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金を、これについては4月から9月分を561万1,000円計上しております。

なお、10月以降分については措置費でカウントされる予定であります。4つの保育所に予定をしております。

それから、第3目 子育て支援推進費ですが、こちらでも国のコロナ克服の経済対策において、放課後児童クラブ指導員の処遇改善が掲げられたことを踏まえ、その臨時特例交付金を利用し、現在の賃金に対し3%相当を増額する改定分として56万1,000円、報酬を増額しております。これも4月から9月分だけでございまして、10月以降分は子ども・子育て支援事業補助金で対

応予定であります。

また、これについては、国から通知があった時点で補正をさせていただきますので、よろしく願いいたします。財源につきましては、全て国の交付金で賄います。

それから寄附金の増額補正がございますが、子ども・子育て支援事業を目的とした指定寄附を子ども・子育て支援基金に積み立てるため、積立金を99万9,000円増額補正しております。

こちらは以前にも寄附が100万円ございましたが、松枝地区の女性とだけ申し上げておきますが、全く匿名でございまして、一切公表もしないでくださいということで100万円の寄附が今回もございましたので増額補正するものであります。

それから第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費でございますが、こちらは、令和2年度母子保健衛生費国庫補助金の精算により返還金を68万8,000円計上しているもので、産後ケア事業と産後健康診査事業が予定していたより少なかったため、返還金を計上するものであります。

それから第2目 予防費でございますが、こちらは4回目のワクチン接種を実施するに当たり、必要経費などを804万3,000円増額するものであります。60歳以上の方と、以下の方でも基礎疾患を有する方が対象となります。内容的には3回目までと同じですので、省略させていただきます。

それから、コロナ感染対策の5つ目ですが、この4回目接種に当たりまして、ワクチン接種会場タクシー乗車補助金を200万円計上させていただいております。対象は65歳以上で利用率は15%を見ております。また、障がい者の方も含めると約850の方がお使いになるということで、合計で200万円を計上させていただきました。

それから、賠償金の補正がございますが、これは2つの内容がございますが、1つは、コロナ予防接種による健康被害により救済申請をされた方に対する賠償金額を、当初予算といたしますか、8万7,000円が既決予算でございますので、足りない分を31万円、まずコロナの関係で補正させていただきます。対象は3人分で、内容的には医療費と医療手当で、程度によって違うんですが、通院3日以上とか、3日未満とか、入院で単価が違いますが、こちらの医療手当で39万7,000円を補正しております。

それからもう一つは、ロタウイルス感染症の予防接種の健康被害がございまして、この申請がございましたので、賠償金を6万9,000円予定しております。対象者は1名でございます。既決で1,000円の頭出しをしておりましたので、補正額は6万9,000円となります。

それから、第5目 環境衛生費の関係の補正でございます。6つ目のコロナ対策の補正でございます。

こちらは感染対策を強化するため、火葬場待合室の環境整備として環境機能強化と和室の洋室化を実施するため、敷地内の待合棟を建て替えることによる所要の経費を合計で1,507万円

計上させていただいております。

こちらは使いながらどうしてもやっつけていかなければなりませんので、別の場所、具体的には中庭がございますが、そちらに待合室を造る計画であります。

それからコロナ対策の7つ目ですが、第7目 福祉健康センター費でございますが、こちらは福祉健康センターの衛生的に換気を行うため、窓に網戸を設置するための工事を合計で71万5,000円計上させていただきました。窓のサイズはいろいろございますが、一応全体では33枚の計上を予定しております。

それから、第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第1目 農業委員会費でございますが、こちらは農業委員会による農地の利用状況等の把握及び関係機関との情報共有に活用するため、タブレット端末6台の導入に要する経費を合計で29万9,000円計上させていただきました。

内容的には、現地確認していますのでタブレットの防水・防じんケース、それから、そのインターネット通信料の9か月分、モバイルデバイスマネジメントということでモバイルの監視システム、この利用料を、これは1台4,697円ですが、1年分4,697円ということで計上させていただきました。タブレットにつきましては、ディスプレイが10.3型のもので、メモリーが4ギガのものであります。

財源につきましては、全額県の農業委員会費補助金と農地利用最適化交付金で対応予定であります。

それから、第6款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費ですが、こちらはコロナ対策の8つ目の事業でございますが、町内事業者の経営改善及び事業継続を目的に、笠松町商工会が新たに実施したり、改善して実施したりする各種の事業の提案が提出されましたので、これに対して補助するため補助金を金額的には22万円の増となりますが、全額コロナ対策の交付金で充てたいと思っております。

内容的には、販路開拓等支援事業、それから物産展等参加支援事業、経営計画等策定事業、それから事業継続支援事業に係るもの、各委員会補助事業、そして業種別部会補助事業の6つの事業が提案されまして、当初申請がございました指導事業と重なる部分がございますが、これを相殺して、結果的には22万円の増額となりました。先ほど申し上げましたように、全額地方創生の臨時交付金を充てる予定でございます。

39ページの第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費でございますが、こちらは緊急自然災害防止対策事業債、起債でございますが、これを活用して道路修繕を実施するため、工事請負費を6,084万7,000円計上させていただきました。

内容といたしましては、米野円城寺1号線、これは堤防の道路ですが、米野の水防倉庫がございますが、そちらから河川環境楽園の入り口までの延長で800メートル、それから競馬場の上ですね。前年度に舗装しましたが、その続きを約220メートル、切削のオーバーレイを約1

キロ行いたいと思っております。面積は8,350平方メートルであります。

それからもう一つは、オーバーレイを行う箇所がございまして、門間のパイプラインの上部利用をしているところがございまして、こちらも傷んでおりまして、延長で100メートルを行いたいと思っております。非常に大きな金額となっております。

充当率は事業費の100%でございまして、交付税措置率は元利償還金の70%であります。

それから、第2目 道路新設改良費でございまして、こちらは米野52号線の堤防坂路、通称いざり坂と言っているんですが、この改良の検討に必要な交通量調査を実施するため、委託料を275万円計上させていただきます。関係機関である国や県への協議資料の作成を委託するもので、この交通量業務調査につきましては、3地点を2日間行ってそれを分析する業務となります。

それからもう一つは、寄附により取得した道路用地について、拡幅工事を実施するため工事請負費を340万6,000円計上させていただきました。場所は田代27号線で、延長は30メートルあります。今後も財政的に余裕があれば、今回のような補正で対応させていただくこととなります。

それから、40ページの第9款 教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費でございまして、こちらも先ほどと同じように、国のコロナ克服の経済対策において幼稚園教員の処遇改善が掲げられたことを踏まえ、その臨時特例交付金を利用し、現在の賃金に対して3%相当を増額する改定分として保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金を89万7,000円計上させていただきました。双葉幼稚園が対象となります。

それから、第2項 小学校費、第1目 学校管理費ですが、こちらは授業等で活用している教師用のタブレットについて、実はパソコン教室があまり今活用されておらず、そのパソコン教室のタブレットを活用するというので、業務に必要なソフトをライセンス購入するために26万8,000円の使用料を計上しております。13台に予定しております。

それから、感染症対策の9つ目の関係ですが、こちらは松枝小学校の屋外水飲み場ですが、全体では7か所ございまして、今回、3か所を手洗いが可能になるようにするための工事請負費を288万2,000円計上させていただきました。

それから、これはほかの補助金ですが、下羽栗小学校の1年生と4年生の4クラス分に県産材を利用したロッカーと掃除道具入れを設置するに当たり、既設ロッカーと掲示板等を撤去する費用を157万2,000円、及びこのロッカーを設置するための備品購入費を計上させていただきました。こちらは3年計画で行っておりまして、2年目の内示がございましたので今回補正するもので、購入するロッカーの2分の1が清流の国ぎふ森林・環境基金事業費補助金であります。

それから、第3項 中学校費、第1目 学校管理費ですが、こちらも先ほどの小学校と同様、

授業等で活用する教師用タブレットについて、業務に必要なソフトのライセンスを購入するため、パソコン機器使用料を14万4,000円計上させていただいております。こちらは7台分を予定しております。

それから、第4項 社会教育費、第2目 公民館費でございますが、10個目のコロナ感染症対策でございまして、こちらも松枝公民館の1階トイレを改修するための工事請負費を473万1,000円計上させていただいております。和式を洋式に、それから手洗いを自動水栓に変える工事内容となっております。

第4目 歴史未来館費も同様でございまして、こちらはトイレの便座のほうはしっかりしておりますが、手洗いのほうを自動水栓に変えるもので、5か所分を計上しております。

それから、第5項 保健体育費、第2目 体育施設費ですが、こちらはコロナ対策の最後の12個目の事業でございまして、町民体育館のトイレを改修するため、工事請負費を合計で846万8,000円計上しております。1階、2階ともに男子・女子のトイレを改修し、それから手洗いと小便器を自動水栓に変更するものであります。

以上が今回の歳出のほとんどですが、よろしく願いいたします。

なお、コロナ対策の関係で、多分新聞等ではよその自治体では学校給食費の関係とか、修学旅行の貸切りバスの関係の費用の補助の関係が出ておりますが、こちらはまだ金額的に把握ができませんので、後々数字が確定次第補正対応したいと思っておりますので、その節はよろしく願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正増額に伴い、不足する財源に前年度繰越金を充てるため918万1,000円計上させていただいております。

それから、30ページの第2表の関係ですが、先ほど申し上げました緊急自然災害防止対策事業債を6,080万円追加で計上させていただきました。

42ページをお開きください。

第40号議案 令和4年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額は172万3,000円の減額でございます。今回は職員異動による人件費の減額補正でございます。

なお、44ページをお開きいただきたいと思いますが、第2表の債務負担行為が計上してございます。こちらは第9期の介護保険事業計画策定事業について、令和4年度にアンケート調査、令和5年度に計画策定を実施することから、2年度にまたがる事業を効率よく執行するため債務負担行為の補正を行うものでございます。

それから、同じように第9期介護保険事業計画策定の関係のことも書いてございます。2年度の合計は598万5,000円となります。

最後の議案ですが、46ページをお開きください。

第41号議案 令和4年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回、資本的収入補正額を4,628万7,000円計上させていただきました。

内容としては2つございまして、1つは、国庫補助金及び公共下水道事業債に関わるものでございまして、今回、社会資本整備総合交付金の国からの内示率が100%でありませんでしたので、それに対応するため、起債額を増額する補正でございます。

もう一つは、資本費平準化債でございますが、令和4年度の起債借入申請の際に、起債借入対象額を協議したところ、当初予算計上時よりも起債借入額が増額となったため、こちらも増額したほうが有利でございますので、増額するものであります。

以上が今回提案させていただきました案件でございますので、よろしく審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川島功士君） 引き続き提案理由の説明を求めます。

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 請願を2つ御紹介させていただきたいと思います。

まず1つは消費税に関するものですが、請願の趣旨を読んで提案に代えさせていただきたいと思います。

消費税率を当面5%に引下げをを求める請願。

請願の趣旨、新型コロナウイルスの感染拡大で、世界経済は未曾有の不況に陥りました。中でも日本経済は、消費税10%への引き上げと複数税率の実施と重なって急激に景気が悪化し、消費不況を深刻にしています。

さらに、円安とロシアのウクライナ侵攻を原因とする輸入物資の高騰、すなわち日常必需品や食料品・ガソリンをはじめとする燃料等の相次ぐ値上げが、家計を逼迫させています。厚生労働省が5月9日に発表した3月の毎月勤労統計調査によると、「物価変動の影響を除いた実質賃金は前年同月比で0.2%減」「原油高などによる物価上昇に、賃金の伸びが追いつかなかった」としています。

日本のGDP（国内総生産）は、個人消費に支えられています。今のままではさらに個人消費が冷え込み、日本経済を一層疲弊させることは明らかです。

世界では、コロナ不況対策として付加価値税、日本での消費税ですが、減税が実施されていて、84か国・地域に広がっています。日本でも、消費税率を引き下げて消費を喚起することこそ、コロナ不況に対する特効薬だと考え請願をするものです。

請願事項、1つ、消費税率を当面5%に引き下げをを求める意見書を、国に提出してください。

それでは、2つ目をお願いいたします。

やはり請願の趣旨を読んで提案に代えさせていただきます。

消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める請願。

請願の趣旨、新型コロナウイルス感染症が、日本で初めて確認されて2年半になりました。その影響による景気回復が見通せず、中小事業者の経営困難が続いています。さらに、円安やロシアのウクライナ侵攻を原因とする輸入物資の高騰が、中小事業者を一段の経営難に陥れています。こうした中で、2023年10月から消費税にインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。

ところで、消費税法には事業者を納税義務者とする規定はあっても、その税を誰が負担するのは定めていません。また、消費税は日本独特の名称で、諸外国では一般に付加価値税と呼ばれています。消費税が「預り金」ではなく「対価の一部」であることは、国側の主張が認められた2つの確定判決（東京地裁1990年3月26日・大阪地裁同年11月26日）でも明らかです。すなわち、原告が「消費税は事業者が消費者から預かった税金なのだから、それを国に納めるのは事業者の義務」と訴えたのに対して、判決は「消費税は対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が、当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を、消費者との関係で負うものではない」としています。

インボイス制度が実施されると、これまで納税を免除されていた約1,000万業者と言われる小規模事業者やフリーランスが元請や得意先から課税事業者になることを迫られ、「預り金」でもない消費税負担を新たに強いられます。一方、インボイスを発行できない事業者は「取引から排除」「値引き」「廃業」のいずれかを迫られることは明らかです。

中小事業者は、地域社会で重要な役割を様々に果たしています。新型コロナウイルス感染症・輸入物資の高騰に苦しみながら必死に営業を守っています。こうした中でインボイス制度（適格請求書等保存方式）を実施することは、絶対反対です。

請願事項といたしましては、1つ、インボイス制度（適格請求書等保存方式）を実施中止・延期を求める意見書を、国に提出をしてください。

以上が趣旨でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（川島功士君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） すみません。先ほど提案説明の中で、一般会計補正予算の関係でございますが、37ページの民生費の児童福祉費の児童措置費の関係の中で、子育て世帯支援特別給付金の関係の補正の説明の際に、給付金の1人当たりの額の関係ですが、ちょっと間違えて御説明申し上げました。高校生は1人5万円と申し上げましたが、非課税世帯につきまして1人5,000円と申し上げましたが、5万円の間違いでございます。訂正させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（川島功士君） お諮りいたします。明6月8日から6月13日までの6日間は、議案精読のため休会とし、6月14日午前10時から本会議を再開いたしたいと思っております。これに御異議あ

りませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、明6月8日から6月13日までの6日間は休会することに決しました。

散会の宣告

○議長（川島功士君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時21分